

木津川市国民健康保険運営協議会

会議名	令和4年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会（書面開催）		
通知日	令和5年1月26日(木) 通知 令和5年2月10日(金) 決議	場 所	書面開催
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (被保険者代表)	■石崎美保 委員、■藤井千賀 委員、■尾崎田鶴 委員 ■林 直 委員、■村上恵子 委員、■大村元昭 委員
		2号委員 (保険医・保険薬剤師代表)	■飯田泰啓 委員、■吉村 陽 委員、■若菜和雄 委員 ■渡邊誠之 委員、■内藤邦夫 委員、■川田雅彦 委員
		3号委員 (公益代表)	■馬 泰子 委員、■石塚修二 委員、■岡井俊樹 委員 ■森村 勝 委員、■高原和子 委員、■駒野弘子 委員
審議結果 要 旨	<p>1. 通知内容・・・添付のとおり 書面開催について 資料1 資料2 資料3</p> <p>2. 報告結果 (1) 令和4年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会の書面開催結果 について ※ いただいたご意見等については、別紙「意見集計表」のとおり</p>		

令和5年1月26日

木津川市国民健康保険運営協議会委員 各位

木津川市国民健康保険運営協議会
会長 馬 泰子

令和4年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会の書面開催について

大寒の候、委員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、木津川市国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度第2回本協議会の開催につきましては、この度の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、会議形式での開催に代え、書面にて対応をさせていただくことといたしました。

つきましては、下記の内容について、別紙にご意見等をご記入いただき、同封の返信用封筒にて、令和5年2月10日（金）までに、ご返送いただきますようお願いいたします。

また、ご意見等が無い場合も、その旨をお記しいただき、ご返送いただきますようお願いいたします。

ご返送をいただきました委員の皆様のご意見等につきましては、市において検討の上、改めてご報告させていただきます。

記

1 報告事項

- (1) 令和5年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について【資料1】
- (2) 令和5年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について【資料2】
- (3) その他

2 審議事項

- (1) 令和5年度の木津川市国民健康保険税率について【資料3①】
- (2) 令和5年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について【資料3②】
- (3) 令和5年度の木津川市国民健康保険税法定軽減に係る所得判定基準額について【資料3③】
- (4) 令和5年度の出産育児一時金について【資料3④】
- (5) 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について【資料3⑤】

【事務局】〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市市民部国保年金課 担当：浅田

TEL 0774-75-1214（直通） E-mail kokuho@city.kizugawa.lg.jp

(委員) ご芳名

1 報告事項

(1) 【資料1】 令和5年度木津川市国民健康保険事業計画（案）について

・意見なし

・意見あり

ご意見等をご記入ください

(2) 【資料2】 令和5年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

・意見なし

・意見あり

ご意見等をご記入ください

2 審議事項

(1) 【資料3①】 令和5年度の木津川市国民健康保険税率について

府が示す標準保険料率（推計）は、現在の市の国民健康保険税率を上回る見込み。
市の国民健康保険を持続可能なものとするためには、市の国民健康保険税率を府が示す標準保険料率に均衡させる等の対応が必要。

しかし本対応は被保険者の負担増加につながるため、慎重な検討が必要。

よって、令和5年度の木津川市の国民健康保険税率は、『前年度の税率を据え置く』（変更なし）こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(2) 【資料3②】 令和5年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令等により、その基準が示されています。国は同政令を改正し、令和5年度から賦課限度額を引き上げる旨を示しています。

つきましては、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、

『本市の国民健康保険税賦課限度額についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(3) 【資料3③】 令和5年度の木津川市国民健康保険税法定軽減に係る所得判定基準額
について

国民健康保険税の法定軽減に係る所得判定基準額は、地方税法施行令等により、その基準が示されています。国は、同政令を改正し、令和5年度から法定軽減に係る所得判定基準額を引き上げる旨を示しています。

つきましては、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の国民健康保険税軽減に係る所得判定基準額についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(4) 【資料3③】 令和5年度の出産育児一時金について

出産育児一時金については、健康保険法施行令等により、その基準が示されています。国は、同政令を改正し、令和5年度から出産育児一時金を引き上げる旨を示しています。

つきましては、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の出産育児一時金についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(5) 【資料3③】新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について

現在、新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等にかかる制度が国において示されています。

現時点において、国は令和5年度の本制度の継続を示していませんが、仮に本制度の継続が示された場合は、国からの財政措置があることを前提として、その多寡に関わらず、『本市も、同制度について、国が示す方針に沿って対応する』こととしたい。

・承認する

・承認しない

ご意見等をご記入ください

(以 上)

令和5年度

木津川市国民健康保険事業計画

(案)

木 津 川 市

令和5年度 木津川市国民健康保険事業計画

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に寄与し、地域保険としての重要な役割を果たしているところです。

しかし、国民健康保険は加入者の平均年齢が高いため一人当たりの医療費は高く、一方で平均所得が低い水準にあることから所得に対する保険税の負担割合が高くなるといった保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えています。

また、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加等により、その運営は年々厳しさを増しているところであり、こうした課題に対応するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化がなされました。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和5年度における運営の主な取り組みについて定めるものです。

2 重点施策

令和5年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点をおいて取り組めます。

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 適用適正化の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発事業の推進

3 具体的な計画

- (1) 医療費適正化の推進
 - ① レセプト点検(資格過誤点検及び内容点検:柔道整復施術療養費申請書も含む)、を行うことにより、医療費負担の適正化を図る。
 - ② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進のため、ジェネリック医薬品差

額通知を発送するとともに、広報紙やホームページを活用し周知を図る。

- ③ 被保険者の健康に対する関心を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療費通知を発送する。
- ④ 国保データベース（KDB）システム等の活用により、レセプトデータや特定健康診査データ等を活かしたデータヘルス事業を推進する。
- ⑤ 交通事故等による第三者行為について、被保険者からの届出等の勧奨を広報誌やホームページを活用し周知を図る。また、相楽中部消防組合等と協定を結び第三者行為の確実な把握と迅速な求償を行う。

（2） 国保税収納率向上対策の推進

- ① 京都地方税機構との連携を強化し、短期被保険者証更新時の納付相談等の充実を図る。
- ② 窓口での口座振替納付勧奨の推進、コンビニ収納について広報紙やホームページを活用し周知を図る。

（3） 適用適正化の推進

- ① 国民年金資格喪失一覧表を活用して、国保と社保の保険資格が重複等していると思われる者を把握し、対象者に対し適切な異動手続きを促す。
- ② 届出遅延者対策として、広報・ホームページ・パンフレット等に啓発記事を掲載し適切な異動手続きの周知を行う。
- ③ 税務課と連携し、所得申告を徹底する等適正賦課を推進する。
- ④ 居所不明者の取扱いについては、市民課と連携し実態把握を行い、住民基本台帳の職権抹消等に基づき資格異動（喪失）処理を行う。

（4） 保健事業の推進

木津川市第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画及び木津川市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、生活習慣の改善による疾病の予防、また、生活習慣病の早期発見に着目した効果的・効率的な保健事業の実施により、被保険者の健康管理と意識の向上を図る。

(取組事業)

- ・ 特定健康診査事業
- ・ 特定保健指導事業
- ・ 特定健康診査未受診者受診勧奨事業
- ・ 特定保健指導未指導者対策事業
- ・ 健診異常値放置者受診勧奨事業
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・ 健康教育事業（イベントを活用した健康教育・健康相談）
- ・ 健康教室事業（栄養講座・運動講座）
- ・ 服薬情報通知事業
- ・ 糖尿病治療中断者受診勧奨事業
- ・ 人間ドック受診費用助成事業
- ・ ウォーキングポイント事業

(5) 広報啓発事業の推進

- ① 市広報紙やホームページ等を活用して、広く市民に対して国民健康保険の制度や財政状況、健康づくりのための事業などの周知・啓発を行う。
- ② 新規加入の手続き時や、被保険者証の更新時などにパンフレット等を配布し、国保制度の周知を行う。

4 その他

- (1) 令和5年度も国において、新型コロナウイルス感染症対策の一環として以下の事業が実施される場合は、本市においても確実に対応する。
 - ・ 国民健康保険税の減免
 - ・ 傷病手当金の支給
- (2) 保険証の利便性の向上、医療費の適正化、また国民健康保険資格の適用適正化を図るため、マイナンバーカードの取得促進に努める。

令和5年度木津川市国民健康保険特別会計予算（案）について

- ・例年どおり、現時点においては、府から関係資料等が示されておきませんので、正式なる予算書としての提示は困難にて、別紙のとおり、現時点における検討概要をお示しさせていただきます。

令和5年度木津川市国民健康保険特別会計 予算（案）について（概要）

市民部国保年金課

被保険者数の減少に伴い、一人当たりの保険給付費や国民健康保険事業費納付金が大幅に増加するなど、厳しい財政状況にあるが、標準保険料率の分析からは、概ね現在の市保険税率で運営が可能と判断し、財政調整基金の活用により予算（案）を編成した。引続き、適正な保険税率の設定に向け、各種見直しを検討する。

1 予算（案）の規模

予算総額 69億9,800万4千円

（前年度比△1億1,944万7千円（△1.7%）減）

2 歳入・歳出予算（案）の状況（詳細は別紙のとおり）

- 予算想定被保険者数 13,777人（前年度比△1,146人（△7.7%）減）
⇒府が示す標準保険料率算定基礎どおり
- 保険税 13億2,918万5千円（前年度比△8,288万5千円（△5.9%）減）
⇒団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大に伴う被保険者減少による影響
- （府へ納める）国民健康保険事業費納付金 18億447万4千円
（前年度比△7,318万円（△3.9%）減）
⇒本市国保の過去の保険給付費の減等による影響
- 財政調整基金繰入金 1億3,881万9千円
（前年度比+2,129万8千円（+18.1%）増）

3 保険税率等の見直しと標準保険料率の状況

平成30年度以降、府から示される標準保険料率等を参考に保険税率の見直しを毎年検討

⇒平成30年度：保険税率見直し、令和2年度：人間ドックへの補助見直し

※令和5年度に府が示す標準保険料率（本市推計）と市の保険税率を比較すると、税収が約5,500万円不足。しかし令和3年度収納率の確保、特殊要因の除外等で、収入不足は概ね解消可能にて、

令和5年度の国民健康保険税の税率は、前年度を据置

【今後の医療費の増等を踏まえ、各種見直しの検討は毎年実施】

	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
府が示す標準保険料率（推計）合計	13.36%	50,427円	30,323円
本市の保険税率の計（据置）	12.60%	43,200円	32,200円

- 標準保険料率：市国保で必要となる税率の参考として府が示す税率（現時点推計値）
- 標準保険料率の想定収納率：96.53%（本市令和3年度実績：97.09%）

4 国保財政調整基金の状況

令和3年度決算時の残高 6億242万8,321円

現時点での令和4年度予算ベースでの増減を加味すると約6億円

(令和4年度も現時点で黒字見込 ⇒ 基金残高は更に増加)

5 一般会計繰入の状況

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	増減	
【法定内】	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	222,629	227,335	△4706
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	134,442	134,759	△317
	未就学児均等割保険税繰入金	4,180	3,343	+837
	職員給与費等繰入金	26,965	19,710	+7,255
	出産育児一時金繰入金	20,160	19,880	+280
	財政安定化支援事業繰入金	21,486	22,004	△518
【法定外】その他一般会計繰入金	30,974	32,365	△1,391	
計	460,836	459,396	+1,440	

○法定内繰入

国が示す基準に基づく繰入で、一般会計には、その財源として国・府負担金や地方交付税が措置

繰入額 4億2,986万2千円(前年度比+283万1千円(+0.7%)増)

○職員給与費等繰入金(事務執行に係る経費相当分)の増などが要因

○法定外繰入

繰入額 3,097万4千円(前年度比△139万1千円(△4.3%)減)

内訳①保健事業分 1,979万7千円(前年度比+118万1千円(+6.3%)増)

②地単波及分 1,117万7千円(前年度比△257万2千円(△18.7%)減)

※一般会計で実施する医療費助成制度実施による国庫負担金減額見合いの額

○平成29年度当初(1億3,123万9千円)と比べ、

△1億26万5千円(△76.4%)の減

6 保険者努力支援制度の状況

インセンティブ的に補助される制度で、被保険者の健康増進と被保険者の保険税負担抑制に向け、積極的に獲得に向けた取組みを実施

⇒ 令和5年度：2,741万5千円(前年度比+105万6千円(+4.0%)増)

○令和元年度の特定保健指導実施率(3.9%)が評価対象ではあるが、保険税収納率の上昇により増加と分析

【本市獲得額の推移】

平成29年度 11,900千円(府内7位：国予算250億円)

平成30年度 23,428千円(府内12位：国予算500億円)

令和1年度 28,805千円(府内3位：国予算500億円)

令和2年度 29,152千円(府内7位：国予算500億円)

令和3年度 30,091千円(府内5位：国予算500億円)

令和4年度 26,359千円(府内12位：国予算500億円)

※ 国予算は、理論上の市町村分(振替措置による追加額を含む)を記載

(特別調整交付金の一部として措置される予防・健康づくり分を除く)

1 歳 入

区 分 科 目	令和5年度 予算額(案) (A)	構成比 (B)	1世帯当り (C)	被保険者 1人当り (D)	前 年 度 予 算 額 (E)	構成比 (F)	1世帯当り (G)	被保険者 1人当り (H)	前 年 度 対 比				対前年度比増減理由
									予算額増減 (A) - (E)	予算額 (A) / (E)	1世帯当り (C) / (G)	1人当り (D) / (H)	
1 国民健康保険税	千円 1,329,185	% 19.0	円 158,482	円 96,479	千円 1,412,070	% 19.8	円 161,527	円 94,624	千円 △ 82,885	% 94.1	% 98.1	% 102.0	想定収納率96.53%（府標準保険料率ベース） ※前年度想定収納率96.19%（R3実績97.09%） 前年度比の予算額減は、被用者保険の適用拡大及び後期高齢者医療保険への移行による被保険者数の減少による影響（参考） 府標準保険料率ベース平均被保険者見込み数 R5年度 13,777人 R4年度 14,923人
うち一般被保険者分	1,329,078	19.0	158,469	96,471	1,411,921	19.8	161,510	94,614	△ 82,843	94.1	98.1	102.0	
うち退職被保険者等分	107	0.0	13	8	149	0.0	17	10	△ 42	71.8	74.9	77.8	
うち現年課税分	1,292,205	18.5	154,072	93,794	1,371,219	19.3	156,854	91,886	△ 79,014	94.2	98.2	102.1	
うち滞納繰越分	36,980	0.5	4,409	2,684	40,851	0.6	4,673	2,737	△ 3,871	90.5	94.4	98.1	
2 一部負担金	2	0.0	0	0	2	0.0	0	0	0	100.0	104.2	108.3	
3 使用料及び手数料	780	0.0	93	57	780	0.0	89	52	0	100.0	104.2	108.3	
4 国庫支出金	1	0.0	0	0	1	0.0	0	0	0	100.0	104.2	108.3	
5 府支出金	5,054,509	72.2	602,660	366,880	5,113,809	71.8	584,970	342,680	△ 59,300	98.8	103.0	107.1	保険給付費の増に伴う保険給付費等交付金普通交付金の増 保険給付費の増は、自然増の他、高額療養費（申請勧奨の実施による影響を含む）の増等
6 財産収入	2	0.0	0	0	2	0.0	0	0	0	100.0	104.2	108.3	
7 寄附金	1	0.0	0	0	1	0.0	0	0	0	100.0	104.2	108.3	
8 繰入金	599,991	8.6	71,538	43,550	577,253	8.1	66,032	38,682	22,738	103.9	108.3	112.6	【一般会計繰入金】 法定内：職員給与費繰入金（26,965千円）の増 2年に一度の保険証一斉更新に係る費用 国保総合システム等機器更改に係る費用 により、昨年度比 7,255千円増 法定外：データヘルス計画策定に係る費用等が増額するが、基金を繰入して削減 【基金繰入金】 データヘルス計画策定費用分を基金にて繰入 収支不足補填額の増
うち一般会計繰入金	460,836	6.6	54,946	33,450	459,396	6.5	52,550	30,784	1,440	100.3	104.6	108.7	
うち基金繰入金	139,155	2.0	16,592	10,101	117,857	1.7	13,482	7,898	21,298	118.1	123.1	127.9	
9 繰越金	1	0.0	0	0	1	0.0	0	0	0	100.0	104.2	108.3	
10 諸収入	13,532	0.2	1,613	982	13,532	0.2	1,548	907	0	100.0	104.2	108.3	実績に応じ、一般被保険者第三者納付金の減等を見込
歳入合計	6,998,004	100.0	834,387	507,948	7,117,451	100.0	814,167	476,945	△ 119,447	98.3	102.5	106.5	

(年度平均見込み数) 令和4年度 世帯数 8,742 世帯 被保険者数 14,923 人

(年度平均見込み数) 令和5年度 世帯数 8,387 世帯 被保険者数 13,777 人 △ 1,146 人 92.3%

2 歳 出

区 分 科 目	令和5年度 予算額(案) (A)	構成比 (B)	1世帯当り (C)	被保険者 1人当り (D)	前 年 度 予 算 額 (E)	構成比 (F)	1世帯当り (G)	被保険者 1人当り (H)	前 年 度 対 比				対前年度比増減理由
									予算額増減 (A) - (E)	予算額 (A) / (E)	1世帯当り (C) / (G)	1人当り (D) / (H)	
1 総 務 費	千円 39,669	% 0.6	円 4,730	円 2,879	千円 32,170	% 0.5	円 3,680	円 2,156	千円 7,499	% 123.3	% 128.5	% 133.6	2年に一度の被保険者証の一斉更新該年度のため 国保総合システム機器更改に伴う費用
2 保 険 給 付 費	5,007,849	71.6	597,097	363,493	5,064,655	71.2	579,347	339,386	△ 56,806	98.9	103.1	107.1	被保険者数の大幅減少見込みの影響により医療費全体は減少も、1人当たりの保険給付は増加
(1) 療 養 諸 費	4,374,775	62.5	521,614	317,542	4,400,634	61.8	503,390	294,889	△ 25,859	99.4	103.6	107.7	
(2) 高 額 療 養 費	588,582	8.4	70,178	42,722	619,670	8.7	70,884	41,524	△ 31,088	95.0	99.0	102.9	
(3) 移 送 費	180	0.0	21	13	180	0.0	21	12	0	100.0	104.2	108.3	
(4) 出 産 育 児 諸 費	30,592	0.4	3,648	2,221	30,171	0.4	3,451	2,022	421	101.4	105.7	109.8	
(5) 葬 祭 諸 費	5,000	0.1	596	363	5,000	0.1	572	335	0	100.0	104.2	108.3	
(6) 精 神 ・ 結 核 医 療 費 付 加 金	8,720	0.1	1,040	633	9,000	0.1	1,030	603	△ 280	96.9	101.0	104.9	
3 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	1,804,474	25.8	215,151	130,977	1,877,654	26.4	214,785	125,823	△ 73,180	96.1	100.2	104.1	本市の保険給付費が減少したことに伴う減 府が推計した府内市町村国保での必要額を、各市町村の所 得水準と医療費水準で按分した額
4 共 同 事 業 拠 出 金	5	0.0	1	0	5	0.0	1	0	0	100.0	104.2	108.3	
5 保 健 事 業 費	134,157	1.9	15,996	9,738	118,511	1.7	13,557	7,941	15,646	113.2	118.0	122.6	データヘルス計画策定に係る費用による増
6 基 金 積 立 金	5	0.0	1	0	5	0.0	1	0	0	100.0	104.2	108.3	
7 諸 支 出 金	8,845	0.1	1,055	642	8,251	0.1	944	553	594	107.2	111.7	116.1	過年度国庫（府）支出金等の償還に伴う増
8 予 備 費	3,000	0.0	358	218	3,000	0.0	343	201	0	100.0	104.2	108.3	
公 債 費	0	—	—	—	13,200	0.2	1,510	885	△ 13,200	皆減	0.0	0.0	広域化等支援基金償還金 H28借入66,000千円 無利子 1年据置5年償還 66,000/5=13,200千円（R4年度で償還終了）
歳 出 合 計	6,998,004	100.0	834,387	507,948	7,117,451	100.0	814,167	476,945	△ 119,447	98.3	102.5	106.5	

※ 端数の関係上、各割合等の数値は、合計と一致しないことがある

※ 部は、例年どおり予算付属資料には記載しません

① 令和5年度の木津川市国民健康保険税率について

現時点において、府から正式なる通知・公表等はないものの、本市の一人当たりの保険給付費が、かねてより増加していること等により、府が示す令和5年度の標準保険料率（推計）（※）は、現在の市の国民健康保険税率を上回る見込み。

標準保険料率（推計）と市の保険税率を比較すると、市の税収は約5,500万円不足と分析。

※ 標準保険料率とは・・・市の国民健康保険運営において必要となる税率の参考として府が示す税率

	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）
府が示す標準保険料率（推計）合計	13.36%	50,427円	30,323円
市の保険税率の計（据置）	12.60%	43,200円	32,200円

※ 令和4年度の標準保険料率（所得割13.31%、均等割49,116円、平等割29,960円）は、市の国民健康保険税率を上回る状況

【市の考え】

市の国民健康保険を持続可能なものとするためには、市の国民健康保険税率を府が示す標準保険料率と均衡させる等の対応が必要。

しかし本対応は被保険者の負担増加につながるため、慎重な検討が必要。

よって、令和5年度の木津川市の国民健康保険税率は、『前年度の税率を据え置く』

（変更なし）こととしたい。

② 国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

国民健康保険税の賦課限度額（※）は、地方税法施行令等により、その基準が示されています。国は、同政令を改正し、令和5年度から賦課限度額を引き上げる旨を示していますが、正式なる改正政令の公布は、3月末頃となる見込みにて、施行日（4月1日）までに皆様にご審議をいただくことは時間的に困難な状況となっています。

※ 賦課限度額とは・・・世帯当たりで納める国民健康保険税の上限額

改正内容（予定）

○現在

医療分65万円 後期分20万円 介護分17万円 【計102万円】

○令和5年度以降（予定）

医療分65万円 後期分22万円 介護分17万円 【計104万円】

【市の考え】

府と協力し国民健康保険を運営する中、府内全市町村で法令に沿った対応がなされる見込みにて、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の国民健康保険税賦課限度額についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

③ 法定軽減に係る所得判定基準額の引き上げについて

国民健康保険税の法定軽減に係る所得判定基準額（※）は、地方税法施行令等により、その基準が示されています。国は、同政令を改正し、令和5年度から法定軽減に係る所得判定基準額を引き上げる旨を示していますが、正式なる改正政令の公布は、3月末頃となる見込みにて、施行日（4月1日）までに皆様にご審議をいただくことは時間的に困難な状況となっています。

※ 被保険者（擬制世帯主を含む）の総所得金額の合計が、法定軽減に係る所得判定基準額以下の世帯について、国民健康保険税 均等割 平等割 を軽減

改正内容（予定）

7割軽減		43万円以下【変更なし】
5割軽減	【現在】R4	43万円+28万5,000円×被保険者数
	【予定】R5	43万円+29万円×被保険者数
2割軽減	【現在】R4	43万円+52万円×被保険者数
	【予定】R5	43万円+53万5,000円×被保険者数

※ 被保険者数には特定同一世帯所属者数を含む

【市の考え】

府と協力し国民健康保険を運営する中、府内全市町村で法令に沿った対応がなされる見込みにて、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の国民健康保険税の法定軽減に係る所得判定基準額についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

④ 出産育児一時金の支給額の引き上げについて

出産育児一時金については、健康保険法施行令等により、その基準が示されています。国は、同政令を改正し、令和5年度から出産育児一時金を引き上げる旨を示していますが、正式なる改正政令の公布の時期は未定で、施行日（4月1日）までに皆様にご審議をいただくことは時間的に困難な状況となっています。

改正内容（予定）

出産育児一時金の支給について、「40.8万円」を「48.8万円」とする。

※これにより産科医療保障制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、「42万円」から「50万円」に増額となる。

※財源については、引き上げ分（8万円）の3分の2を地方交付税措置で手当に加えて、令和5年度は、1件当たり5千円を追加で補助する。

【市の考え】

府と協力し国民健康保険を運営する中、府内全市町村で法令に沿った対応がなされる見込みにて、今後、国において、同内容の改正政令が公布された場合、『本市の出産育児一時金についても、政令にあわせ改正する』こととしたい。

⑤ 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等について

現在、新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等にかかる制度が国において示されています。

現時点において、国は令和5年度の本制度継続を示していません（昨年、3月に継続が示されました）。

※ 令和4年度は、当初必要な費用の2割を財政措置するとして、国から大幅な財政支援の縮小が示されましたが、昨年度に皆様方からいただきましたご意見のもと、市から国へ要望した結果、現時点においては、令和4年度も令和3年度と同様に、必要な費用の全額が国において財政措置されるよう改められています。

現在の制度

○国民健康保険税の減免

同感染症により世帯主が死亡又は重篤な状態となられた場合：全額減免

同感染症の影響で世帯主の所得が前年と比較して3割以上減少した場合：減少割合に応じ減免

○傷病手当の支給

同感染症（疑いを含む）により、給料等の支給を受けられなかった者を対象に、直近の給料等の額を参考に、給料等の支給を受けられなかった日数から3日を減じた日数分を支給

【市の考え】

仮に国において、令和5年度も本制度の継続が示された場合は、昨年、皆様から頂戴しましたご意見に沿って、国からの財政措置の多寡に関わらず『本市も、同制度について、国が示す方針に沿って対応する』こととしたい。

※ 財政措置に不足がある場合は、令和4年度同様、国に対し要望を行います。

※ 国制度が継続されない場合は、全額を市の保険税で対応することとなり、被保険者全員の負担増につながるため、本市における同制度の継続も困難と考えます。

令和5年3月2日

木津川市国民健康保険運営協議会委員 各位

木津川市国民健康保険運営協議会
会長 馬 泰子

令和4年度第2回木津川市国民健康保険運営協議会の書面開催
結果について

委員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、木津川市国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、第2回木津川市国民健康保険運営協議会において、ご審議いただきました結果
について、下記のとおり報告します。

なお、いただいたご意見等については、別紙「意見集計表」のとおり、とりまとめま
したのでご参照ください。

記

- (1) 令和5年度の木津川市国民健康保険税率について
提案どおり承認する（承認する・・・18名、承認しない・・・0名）
- (2) 令和5年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について
提案どおり承認する（承認する・・・18名、承認しない・・・0名）
- (3) 令和5年度の木津川市国民健康保険税法定軽減に係る所得判定基準額につ
いて
提案どおり承認する（承認する・・・18名、承認しない・・・0名）
- (4) 令和5年度の出産育児一時金について
提案どおり承認する（承認する・・・18名、承認しない・・・0名）
- (5) 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税の減免・傷病手当の支給等につ
いて
提案どおり承認する（承認する・・・18名、承認しない・・・0名）

【事務局】

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

木津川市市民部国保年金課 担当：浅田

TEL 0774-75-1214 (直通)・0774-72-0501 (代表)

FAX 0774-75-2083

E-mail kokuho@city.kizugawa.lg.jp

1 報告事項	
(1) 令和5年度木津川市国民健康保険事業計画(案)について	
意見等	事務局見解
<p>① 柔道整復療養に係る被保険者(患者)照会が多く各市町村で実施されている。京都府で患者照会を実施していない自治体は少ない。患者照会のための通知文書及びチラシを入手したので、運営協議会委員の皆様にお配りください。柔道整復療養に係る費用が毎年増加している状態ですので、木津川市でも患者照会を実施してください。</p> <p>② 後発医薬品の供給不足が続いている。この時期に後発医薬品利用促進の差額通知を一律に発送しても、入手困難な医薬品の品目が多い。後発医薬品の供給不足の影響で、必要な先発医薬品も供給不足が続いている。差額通知の発送で薬品入手困難な現状を更に混乱させることと、医師患者の信頼関係に影響があることを認識してほしい。</p> <p>③ 後発医薬品の利用促進のひとつの方法として生活保護受給者は原則後発医薬品を使用することとなっているが、その枠を医療費の負担のない者へ拡充する必要があるのではないか。また後発医薬品の流通が滞っていて改善の兆しが見えない現状への対策が先決ではないか。後発医薬品差額通知は自己負担がある人のみが見るのであれば、必要なか。</p> <p>④ マイナポータル利用規約には、自己責任で利用しデジタル庁はいかなる責任も負担しないこと(第3条)、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約をすることができる(第24条)などとしている。個人情報漏洩やサイバー攻撃やアクセス集中によるシステムダウン、現行の保険証廃止による混乱などマイナ保険証には問題が山積していることを認識してほしい。既にマイナ保険証を導入した医療機関からシステムエラーが多数報告されている。多くの機能が一枚のカードに含まれていて、4桁のパスワード(生年月日などは表に印刷されていて、容易にパスワードは推測できる)だけでなくマイナポータルへのログインができることを考えると、いわば常に実印を持ち歩くようなもので危険この上ないことである。</p>	<p>・ 資料をご提供いただきありがとうございます。柔道整復療養に係る被保険者(患者)照会については、本市においては実施しておりません。ご提供いただきました資料を参考に、令和5年度から実施できるように検討いたします。なお、ご提供いただきました資料については、委員の皆様にお配りさせていただきます。</p> <p>・ 後発医薬品差額通知については、制度上実施が求められていますので、現状を踏まえ、供給不足が続いている旨をお断りしたうえで、個別通知の発送をしています。委員の皆様からの意見をもとに、供給不足の解消については、京都府を通じて国へ要望しました。</p> <p>・ 生活保護受給者については、国民健康保険の被保険者ではありません。後発医薬品差額通知による利用促進は、自己負担の有無に関わらず行っています。</p> <p>・ マイナンバーカードに健康保険証機能を追加することで、被保険者は、健診情報、医療費通知情報の閲覧をはじめ、最新の資格情報の被保険者証となるなど利便性が向上する他、市においては、保険資格の適正化に繋がることなどから、マイナンバーカードの取得を推進しております。また国は、今後保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化した保険証の利用への切り替えていくことを示しています。そのため、益々の取得推進が必要であると考えています。</p>

<p>⑤ 「適用適正化の推進」とありますが、何か特別な部署で対応しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国保と社保の保険資格が重複等していると思われる対象者に対して、異動手続きを促すなど、国保年金課で対応しています。
---	--

(2) 令和5年度木津川市国民健康保険特別会計予算(案)について

意見等	事務局見解
<p>① 「被保険者の減少に伴い、1人当たりの保険給付費や国民健康保険事業費納付金が大幅に増加する」とあるが、被保険者が減少したからといって一人当たりの保険給付費を大幅に増加させるとは思えません。「被保険者の減により、給付費総額、保険料総額は減少傾向にある。しかし、高齢化や医療の高度化により、1人当たり給付費が増加し、その給付費を賄うため1人当たり保険料も増加傾向にある」と記載されている自治体があります。高齢化の影響に関しては75歳以上の方は後期高齢医療保険となり国保と切り離されるので、医療の高度化による自然増により1人当たりの保険給付費が増加するのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員のご意見のとおりと考えます。 医療の高度化により、1人当たりの医療費及び医療費総額は上昇傾向にあります。このような状況の中、国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大により被保険者数が減少しています。これにより、保険給付費、国民健康保険事業費納付金は減少することとなっています。
<p>② 歳入・歳出共に参考となる前年度対比で同額予算計上で1世帯当たり・1人当たりの%はすべて100%ではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 京都府が標準保険料率算定時に推計する当該各年度の平均被保険者数及び世帯数にて計算しています。

<p>2 審査事項</p>	
<p>(1) 令和5年度の木津川市国民健康保険税率について</p>	
<p>全員承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都府の示す標準保険料率の算定方法が分からない。 入手した資料では、例えば、令和4年度の京都府内市町村の医療分の所得割率(%)は2.34%から8.72%、均等割額は(円)は17,030円から30,762円、平等割額は(円)は5,457円から20,351円に分布していて、木津川市の保険料率は高額な部類に属している。 都道府県内統一の標準的な保険料算定ルールに基づき、市町村ごとの標準的な保険料率が示されているようであるが、その算定アルゴリズムが釈然としません。教えてください。 国保の予算に余裕があるならよいと思います。ただ将来を見据え上げる決断をする日が必ず来ることを市民に周知した方がよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準保険料率については、京都府において医療費水準や所得水準等に基づき算出されています。府が示す標準保険料率が市の保険税率を上回る状況となり、継続した運営には保険税率の見直しを含めた収支の改善が求められていますが、保険税率の見直しは、被保険者の負担増加につながりますので、慎重に分析・検討する必要があると考えています。 具体的な見直しの検討が必要となった際には、慎重かつ十分な分析のもと、被保険者の方には、十分周知していく必要があると考えています。
<p>(2) 令和5年度の木津川市国民健康保険税賦課限度額について</p>	
<p>全員承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 賦課限度額引き上げで影響を受ける世帯はどれぐらいあるのか。 食料品や電気代、ガス代などの値上がりと物価が上昇していて家計を直撃している折、保険税も増えることは心苦しいのですが、この国の方針とあっては従わざるをえないのか。 国が3月末に決定して、4月1日施行ということに無理があると思う。 府と府内市町村が協力して運営するなら、国の決定＝市の決定でよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度当初賦課データを用いた推計で、121世帯の方に影響があります。 国の法令は限度額を示すものにて、市独自にそれを下回る限度額を設定することも可能です。 ただし、その場合に減少する税収分は、他の所得層の方に負担を求めることとなりますので、被保険者の生活の状況等を踏まえ、国政令に沿って、より所得の高い方に負担を求めるものです(府内全市町村で政令に沿って改正予定)。 国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令等により、その基準が示されていますので、改正政令が公布されることを受け、本市の条例を改正することとなります。
<p>(3) 令和5年度の木津川市国民健康保険税法定軽減に係る所得判定基準額について</p>	

<p>全員承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定軽減に係る所得判定基準額引き上げで影響を受ける世帯はどのくらいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度当初賦課データを用いた推計で、42世帯の方に影響があります。（軽減世帯の増）
<p>(4) 令和5年度の出産育児一時金について</p>	
<p>全員承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金を増額したからと言って、出生率が増えると思えません。もっと根本的な政策が必要だと思います。 かつて子育て世代時に、現在の出産育児一時金のような手厚い制度はないが、高齢者は高額な年金を受給していた。いざ自分が年金を受給する世代になった現在、年金は減額され、かつてより手厚い社会保障施策ができています。まるで年金を若い世代に支払っているように感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金は、出産に係る経済的負担を軽減するため支給される制度で、今回の引上げについては、増加傾向にある出産費用を公的・私的など施設種別や地域による差なども十分に勘案したうえ、決定されたものです。 少子化に対する施策については、国民健康保険としてではなく、国をはじめとする行政として取り組んでいくべきことだと考えています。 国は、全世代型社会保障の構築に向けての、子ども・子育て支援の改革として、負担能力のある後期高齢者も含めて医療保険制度全体で支え合う観点も踏まえ、現役世代・後期高齢者の保険料の負担額に基づき、後期高齢者医療制度による出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入を示しています。
<p>(5) 新型コロナウイルス関連：国民健康保険税減免・傷病手当の支給等について</p>	
<p>全員承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 木津川市の考え方に賛成するが、コロナ感染症で重大な影響を受けられる方への税減免や傷病手当も必要と思う。令和4年度同様に国制度の継続を要望してほしい。 5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類相当に変更となる予定と報道されていますが、木津川市国保の歳入、歳出にどのような影響が考えられるのか。例えば、発熱外来やコロナ患者療養費の国庫負担が減る影響など。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が2類から5類への変更に伴う市国保予算への影響につきましては、税減免や傷病手当金の支給の有無による影響があります。 また被保険者の窓口負担（一部負担金）が発生することにより公費負担分（福祉医療費・高額療養費など）が生じることとなります。